給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００８１号

東京都墨田区江東橋５―11―５　笠間ＭＮビル７Ｆ

再生債務者　加藤　裕康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

青森県八戸市下長４丁目12番22―42号県営住宅

再生債務者　久慈　国男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月16日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号

長野県松本市寿北７丁目１番18号　レオパレス寿113号室

再生債務者　眞篠　裕一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２２年（再ロ）第１００５６号

東京都江東区北砂３―４―36―301

再生債務者　長森　威之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００６３号

神奈川県横浜市港南区最戸１―16―25―303

再生債務者　髙橋　良典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００６号

東京都三鷹市北野４丁目６番15号

再生債務者　露崎　健司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月16日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第４号

大津市下阪本６丁目29番11号

再生債務者　林　　孝靖

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第７号

広島市安佐南区川内５丁目31番１―504号

再生債務者　酒井　弘次

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第７３号

大阪市阿倍野区美章園３丁目１番７―808号

再生債務者　西野　利一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月16日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十一日

掲載頁　九十四頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十一日

掲載頁　九十七頁（号外第一二九号）

平成二十二年十一月二十五日

埼玉県行田市忍里町一番地一

（甲）株式会社イーストト・ロジスティクス

代表取締役　藤田　裕幸

大阪府大阪市北区中崎二丁目四番二五号

（乙）株式会社ウエストト・ロジスティクス

代表取締役　藤田　裕幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。甲は乙の全株式を所有しており、この合併に際し株式その他の金銭等の割当ては行なわず、甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。その為め、甲の資本金の額は、この合併後も九一二億円となります。また、乙は新株予約権を発行していないため、甲はこの合併に際し新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ても行いません。

この合併に対し異議のある債権者（甲にあっては保険契約者を含みます）は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、甲は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しており、乙の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年七月七日付官報一五三頁（号外第一四三号）に掲載しております。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十一日

掲載頁　九十五頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月四日

掲載頁　八十五頁（号外第一二六号）

平成二十二年十一月二十五日

東京都豊島区西池袋二丁目四一番八号

（甲）株式会社アップルハウズ

代表取締役　福岡　英成

東京都豊島区南池袋三丁目二三番五号

（乙）Ｙ．Ａ．Ｄ株式会社

代表取締役　星川　大地

平成二十二年十一月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目七番三号

（甲）日本興亜損害保険株式会社

取締役社長　兵頭　誠之

東京都文京区関口一丁目四五番一五号

（乙）日本興亜損害調査株式会社

取締役社長　渡部　憲治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月一日

掲載頁　二三八頁（号外第一三九号）

平成二十二年十一月二十五日

東京都新宿区西新宿二丁目二四番一号

（甲）株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

代表取締役　横原　明良

東京都新宿区西新宿二丁目二四番一号

（乙）株式会社ジャパンビバレッジ

代表取締役　石田　愛人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月四日

掲載頁　十五頁（号外第一二六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月四日

掲載頁　十八頁（号外第一二六号）

平成二十二年十一月二十五日

東京都豊島区西池袋二丁目四一番八号

（甲）株式会社アップルハウズ

代表取締役　福岡　英成

東京都豊島区南池袋三丁目二三番五号

（乙）Ｙ．Ａ．Ｄ株式会社

代表取締役　星川　大地